

行政書士法施行規則の一部を改正する省令について

1 改正理由

所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号。以下「規則」という。）の規定の必要な整理を行うもの。

2 改正内容

規則第12条においては、行政書士が行政書士法（昭和26年法律第4号）第2条の2の欠格事由に該当することとなったとき、業を廃止しようとするとき及び死亡したときには、本人又は親族等は、これらの事由に該当する旨を日本行政書士会連合会に届け出なければならないこととされている。

改正法の施行により、行政書士法第2条の2の欠格事由において第8号が設けられることに伴い当該規定を引用する規則第12条の規定を改正する。

3 公布日及び施行期日

公布日 令和5年3月28日

施行日 令和5年4月1日（改正法の施行の日）